

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

市役所本庁舎の夜間開庁業務中止のお知らせ

7月8日(水)は、番号法(マインバー制度)への対応のため、夜間の延長開庁を中止します。

【問合せ】 企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

平成27年第2回 福生市議会定例会のお知らせ(予定)

【定例会日程】 6月9日(火)～26日(金)

【本会議】 6月9日(火)～12日(金)・26日(金)

【常任委員会】 6月16日(火)～18日(木)

【開会時間】 午前10時～

なお、常任委員会の進行状況等については、議会事務局までお問い合わせください

【騙し文句の例】

●会社の大事なものが入ったカバンを置き忘れた。
●会社のお金を使い込んでしまった。

また、金融機関から振り込まれる手口から、上司や同僚、友だちがお金を取り

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

安全安心まちづくり「振り込め詐欺」に注意!

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

安全安心まちづくり

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

安全安心まちづくり

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

安全安心まちづくり

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

安全安心まちづくり

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

安全安心まちづくり

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

安全安心まちづくり

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

平成27年度行政改革の主な取り組みについて

市では、「変化に対応できる行財政運営」を基本理念として、福生市行政改革大綱(第6次)を策定し、更なる行政の簡素化、効率化を図り、行政サービスの向上が実感される行政改革に取り組んでいます。平成27年度は、新たな財源の確保として、通学路防犯設備整備補助金の活用や、引き続き多摩・島しょスポーツ振興事業助成金等を活用し、さまざまな事業を実施します。また、健全な財政運営の維持を推進するため、新公会計関連システムの導入、公共施設等総合管理計画の策定を進めます。主な取組内容については下表のとおりです。

なお、行政改革を推進する計画(行政改革大綱推進計画)の進捗状況については、市ホームページに掲載しています。

【問合せ】 企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

【平成27年度行政改革の主な取り組みについて】

①歳入の確保

重点項目	取組事項・推進項目	説明
健全な財政運営の維持	補助金・負担金の適正化	通学路の見守り体制強化のため補助金を活用し、通学路に防犯カメラを設置 多摩・島しょスポーツ振興事業助成金を活用し、さまざまなスポーツの体験を通じ、基礎運動能力の育成及びスポーツを好きになる子どもの育成を目的に教室を開催

②歳出の抑制

重点項目	取組事項・推進項目	説明
健全な財政運営の維持	給与の適正化	55歳昇給抑制(対象者7人、標準4号給→1号給)
	経常経費の節減	子ども体験塾(平成26年度負担金予算の4%削減を図る)
効果・効率的な事務事業の実施	費用対効果を重視した行政経営の推進	環境マネジメントシステム監査業務の見直し

○市内の地区別 空き巣・ひったくり発生状況(平成27年1月から4月末まで)

地区	面積(km ²)	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16				
志茂	0.28				
牛浜	0.23				
武蔵野台	0.49	1			
福生	1.80	4	+1		
熊川	2.57	2			
北園	0.32	1	+1		
南園	0.41				
加美	0.61	2			
東町	0.05				
合計	6.92	10	+2		

平成27年度 福生市・福生消防署合同水防訓練のお知らせ

全国各地でゲリラ豪雨による河川の氾濫や市街地における水害が多く発生しています。

【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

そのような水害の発生が予想される季節を前に、福生市、福生消防署、福生市消防団及び関係団体が連携し、水防訓練を実施します。

ご家庭にあるごみ袋、買い物袋等を利用した簡単な住宅浸水防止工法も行います。

【日時】 6月14日(日)午前9時30分～11時45分(雨天決行)

【場所】 福生かに坂公園(福生1185番地15)

【参加自主防災組織】 永田地区、長沢地区、加美第一地区、加美第二地区、志茂第一地区

※各地区の代表者が訓練を行います。

【問合せ】 安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

危険物安全週間

6月7日(日)～13日(土)

▼平成27年度東京消防庁危険物安全標語

「危険物 一人一人が責任者」(練馬区在学 田中佑弥さん)

一般的に「危険物」といえばガソリンや灯油、軽油などの燃料類を思い浮かべ

ます。実は皆さんが普段から何気なく使用している日用品にも、危険物の入った製品がたくさんあります。

身近なものでは、マニキュアや除光液、防水スプレー、接着剤、アロマオイル、消毒用のアルコールなどです。

住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

耐震やバリアフリー、省エネのために住宅を改修した場合、申告により固定資産税を減額できる制度があります。詳細は次のとおりです。

【耐震改修工事をした場合】

平成25年1月から平成27年12月までに、現行の耐震基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①から③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり120㎡を限度に2分の1減額されます。

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②対象住宅の床面積の2分の1以上が居住の用に供されており、居住部分の改修が行われたもの
- ③費用が50万円以上のもの

【バリアフリー改修工事をした場合】

平成28年3月までにバリアフリー改修工事を完了し、次の①から③の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり100㎡を限度に3分の1減額されます。

- ①平成19年1月1日以前に建築された住宅

②次のいずれかの方が居住する既存の住宅(賃貸を除く)

- 65歳以上の方
- 要介護認定または要支援認定を受けている方
- 障害のある方

③一定のバリアフリー改修工事を行ない、補助金などを除いた自己負担額が合計50万円以上のもの

【省エネ改修工事をした場合】

平成20年4月から平成28年3月に現行の省エネ基準に適合させるための改修工事が完了し、次の①及び②の要件をすべて満たす住宅は、工事完了の翌年度の固定資産税が一戸当たり120㎡を限度に3分の1減額されます。

①平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸を除く)

②次のいずれかの工事を行い、費用が50万円以上のもの

- 窓の改修工事
- 窓の改修工事および床・天井・壁の断熱などの改修工事

※減額措置や申告方法、添付書類等の詳細については、課税課資産税係までお問い合わせください。

【問合せ】 課税課資産税係 ☎ 551・1614

年金だけについて

▼年金支給額が変わります

平成27年4月分(6月支払い分)からは、前年度より年金額が0.9%引き上げられます。

具体的な金額については、6月に送付される年金額改定通知書でご確認ください。

なお年金支給額は、次の①～③を合算し算定されます。

①国民年金の年金支給額は、現役世代の賃金水準に連動しています。(プラス2.3%)

②現役世代の人口減少率や平均寿命の伸び率により調整(スライド調整率)が実施されます。(マイナス0.9%)

③現在の年金は、平成12～14年の物価下落が反映されていない本来よりも高い水準(特例水準)で支払われているため、これを段階的に解消することとなります。(マイナス0.5%)

※カッコ内は、平成27年度の値

【問合せ】 青梅年金事務所の値 ☎ 0428・303410

納税は 納期内で 元気な福生